

資料－2 西播磨地域災害等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、西播磨地域5市6町（以下「締結市町」という。）が、西播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して西播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項12号の規定に基づき、西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連結がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

- 2 被応援市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請のあった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) 救援に必要な物資等の備蓄
- (5) その他災害時の相互応援に必要な事項
(広域防災計画の策定)

第10条 締結市町は、広域防災体制を確立するため、協同して、西播磨地域に係る広域的災害対策に関して必要な事項を定めた広域防災計画を策定するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町及び締結市町の各機関が別に消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成18年(2006年)3月27日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年11月7日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を11通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年(2006年)3月27日

姫路市長	石	見	利	勝	印
相生市長	谷	口	芳	紀	印
赤穂市長	豆	田	正	明	印
宍粟市長	白	谷	敏	明	印
たつの市長	西	田	正	則	印
市川町長	尾	崎	光	雄	印
福崎町長	嶋	田	正	義	印
神河町長	足	立	理	秋	印
太子町長	首	藤	正	弘	印
上郡町長	安	則	眞	一	印
佐用町長	庵	途	典	章	印